

# 長野市一般廃棄物収集運搬業 許可申請、届出の手引

(令和6年4月改定)

- 本書は、一般廃棄物収集運搬業に関する申請・届出のほか、業を行うに必要な事項が記載されております。 大切に保管してください。
- 申請・届出の際は、本書の申請書等様式をコピーしたものに記載事項を記入して使用してください。
- この手引及び掲載する申請書等様式は、インターネットからもWord形式及びPDF形式で入手できます。

## 長野市環境部廃棄物対策課

長野市役所第二庁舎3階  
〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613  
電話 026-224-7320  
FAX 026-224-5108  
Email [haitai@city.nagano.lg.jp](mailto:haitai@city.nagano.lg.jp)

## 目次

	(ページ)
1 許可要件	1
2 許可品目等	1
3 許可申請	2
4 変更許可申請	4
5 変更届	4
6 廃止届	5
7 積替保管の許可	5
8 業務を行うに当たっての遵守事項	6
(様式1) 一般廃棄物収集運搬業許可申請書	7
同 記入例	9
(様式2) 一般廃棄物収集運搬業事業計画書	11
同 記入例	12
(様式3) 事業の開始に要する資金の総額及びその調達方法	13
(様式4) 資産に関する調書	14
(様式5) 誓約書	15
(様式6) 使用車両一覧表	16
(様式7) 車両及び収集運搬容器写真	17
(様式8-1~2) 積替保管施設の概要	18
(様式9) 一般廃棄物処理業事業範囲変更許可申請書	20
同 記入例	22
(様式10) 一般廃棄物処理業変更届出書	24
(様式11) 一般廃棄物処理業廃止届出書	25
(様式12) 一般廃棄物処理業務実績報告書(収集運搬業用)	26
(様式13) 事故発生報告書	27
(様式14) 役員変更に係る新旧対照表	28
(様式15) 添付書類の省略について	29
(様式16) 長期的財務計画書	30

### ※ 手引中の用語について

廃棄物処理法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)
特定家庭用機器	特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)で定める以下の機械器具 ○ユニット形エアコンディショナー(ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。) ○テレビジョン受信機のうち、次に掲げるもの ・ブラウン管式のもの ・液晶式のもの(電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限る、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。) ・プラズマ式のもの ・有機EL(有機エレクトロルミネセンス式テレビジョン受信機)のもの ○電気冷蔵庫及び電気冷凍庫 ○電気洗濯機及び衣類乾燥機
特定家庭用機器廃棄物	特定家庭用機器が廃棄物となったもの
指定引取場所	特定家庭用機器を引き取る場所として、指定された場所 ＊ 長野市内から排出される特定家庭用機器廃棄物の指定引取場所 ・西濃運輸(株)長野指定引取所(長野市真島町川合字村西240-1) ☎026(214)7556

## 許可申請の留意点について

### 1 許可要件

長野市で一般廃棄物の収集運搬業許可を取得する場合は、以下の要件を全て満たしている必要があります。事前にご確認ください。

- ① 事業用施設及び申請者の能力が、事業を的確に、かつ、継続して行うに足りること。
- ② 申請者（法人の場合は役員等を含む）が、廃棄物処理法上の欠格要件に該当しないこと。
- ③ 申請者が市内に住所を有すること。⇒[注1]
  - ・個人営業の場合は、営業主が長野市内に住所を有すること。（長野市内に、現場事務所や営業所等があるだけの場合は、該当になりません。）
  - ・法人の場合は、長野市役所市民税課に法人登録されている事務所が長野市内にあること。
- ④ 収集運搬を行う一般廃棄物は長野市内で発生したものであり、かつ、適正な処分先を長野市内で確保できること。
- ⑤ 許可申請の時点で、申請者に市税及び長野市一般廃棄物処理手数料の滞納がないこと。
- ⑥ 許可の更新の場合は、「一般廃棄物処理業務実績報告書」の提出があり、かつ、当該許可の有効期間の満了前1年間に一般廃棄物収集運搬業の処理実績があること。
- ⑦ 家庭から排出される一時多量ごみ（引越しごみ、家屋解体の前に排出されるごみ等）を収集運搬する場合は積載量2t車相当で、荷台の底面が平らな運搬車両（平ボディ車等）を用意すること。
- ⑧ 特定家庭用機器廃棄物を収集運搬する場合は、荷台の底面が平らな運搬車両（平ボディ車等）を用意すること。
- ⑨ 許可申請の時点で、廃棄物対策課が主催する講習会を受講していること。（更新の都度受講が必要）

[注1] 長野市以外で許可を得た市町村から収集した特定家庭用機器廃棄物を、長野市内の指定引取場所へ運搬する場合を除きます。

### 2 許可品目等

許可品目		備 考		
種 類	品 目	許 可 日	積替保管 ⇒[注2]	車 輛 等
事業系 一般廃棄物	・可燃ごみ ・資源物（紙類、缶類、びん類、ペットボトル）	年3回 （4・8・12月の各1日）⇒[注1]	資源物・生ごみが可能	
	・木くず（伐採木、剪定木、流木）・刈草 ⇒[注3] ・生ごみ ⇒[注4]			
家庭ごみの うちの一時 多量ごみ	・可燃ごみ ・不燃ごみ ・資源物（紙類、缶類、びん類、ペットボトル、プラスチック製容器包装等）	年3回 （4・8・12月の各1日）⇒[注1]	全品目可能	「1 許可要件」の⑦参照
	・木くず（伐採木、剪定木） ・刈草 ⇒[注3]			
特定家庭用 機器廃棄物 (右記4品目)	・エアコン ・テレビ ・電気冷蔵庫及び電気冷凍庫 ・電気洗濯機及び衣類乾燥機	年3回 （4・8・12月の各1日）⇒[注1]	全品目可能	「1 許可要件」の⑧参照

[注1] 既に許可を持つ事業者で、許可品目を増やす変更許可申請の場合は別途ご相談ください。

[注2] 事業計画協議制度に基づく手続きが必要です。事前にご相談ください。

[注3] 木くず（伐採木、剪定木、流木）・刈草の処分先は、原則として一般廃棄物処分業者とします。  
 （木くず処分許可業者：㈱神山緑地産業、宮澤木材産業㈱）

[注4] 生ごみは、ながの環境エネルギーセンターに搬入した場合は可燃ごみ扱いとなります。

### 3 許可申請

一般廃棄物収集運搬業の許可の期間は、2年間です。

#### (1) 申請手数料

許可の区分	手数料額	納入方法
更新許可	7,000円	申請手数料は廃棄物対策課窓口にて、現金でお支払いください。

※ 納付された申請手数料は、返還することはできません。

#### (2) 提出書類

- ア 一般廃棄物収集運搬業を行おうとする者は、「一般廃棄物収集運搬業許可申請書」(様式1)に表1の書類を添付して申請してください。(更新許可申請の場合も同じ)  
 なお、積替保管の許可取得を希望する場合は、事前にご相談ください。
- イ 書類は、A4版で作成してください。(図面等はA3版でも可)
- ウ 更新許可申請の場合、前回の許可申請又はその後に提出された変更届のうち、直近の内容と変更がない場合は、(6)～(10)の書類は省略できます。(8)の「使用車両一覧表」(様式6)は省略不可。 この場合、「添付書類の省略について(様式15)」を添付してください。

表1 添付書類

添付書類	内容	部数
(1) 事業計画の概要を記載した書類	○ 様式2 ア 事業概要及び現況 イ 事業計画(収集運搬する一般廃棄物の種類、収集計画及び運搬量等) ウ 環境保全措置の概要 エ 営業区域 オ 従業員数	1
(2) 経理的基礎を有することを証する書類 <sup>※4</sup>	○ 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類(様式3) ○ 申請者が法人である場合、直前2年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書 <sup>※2</sup> 、株主資本等変動計算書及び個別注記表(有価証券報告書でも可)並びに申請者の市税の納税証明書(「現に未納の市税がないこと」の証明書) <sup>※1※3</sup> ○ 申請者が個人である場合、資産に関する調書(様式4)及び申請者の市税の納税証明書(「現に未納の市税がないこと」の証明書) <sup>※1</sup> ○ 次期への繰越損失、平均経常損益が赤字、かつ直前経常損益が赤字の場合等 <sup>※2</sup> は、長期的財務計画書(様式16)又はその他必要な書類	各1
(3) 定款、登記事項証明書	○ 申請者が法人である場合、定款又は寄付行為(原本証明したもの)及び商業・法人登記の登記事項証明書 <sup>※1</sup> (新規許可申請以外の場合は「履歴事項全部証明書」とする。有価証券報告書でも可) ○ 法定代理人が法人である場合、当該法人に係るもの(上記のとおり)	各1
(4) 住民票の写し <sup>※1</sup>	○ 次に掲げる者について提出すること。 ・申請者 ・法定代理人(法定代理人が法人である場合は、その役員を含む) ・役員(監査役、相談役、顧問、理事、監事等) ・使用人	各人 毎1

添付書類	内容	部数
(5) 申請者が廃棄物処理法第7条第5項第4号イからヌに該当しない者であることを誓約する書面	○ 誓約書（様式5） 次に掲げる者が廃棄物処理法第7条第5項第4号イからヌまでに該当しない者であることを誓約する書類 ・申請者 ・法定代理人 （法定代理人が法人である場合は、その役員を含む） ・役員（監査役、相談役、顧問、理事、監事等） ・廃棄物処理法施行令第4条の7に規定する使用人（以下「使用人」という。）	1
(6) 事業本拠地の所在を示す略図	○ 所在地周辺の案内図（住宅地図のコピー可）	1
(7) 事業用施設（駐車場含む）の概要を示す書類	○ 事務所及び駐車場周辺の案内図（住宅地図のコピー可） ○ 不動産登記の登記事項証明書及び公図の写し <sup>※1</sup> （申請者が所有権を有しない場合、賃貸借契約書の写しも添付。事務所については、所有権を有しない場合、賃貸借契約書の写しのみ添付。）	各1
(8) 運搬車両、容器の概要を示す書類	○ 使用車両一覧表（様式6） <b>※省略不可</b> ○ 車検証の写し（車検の有効期間内であること） 電子車検証が発行されている場合は、車検の有効期間が記載されている「自動車検査証記録事項」を添付 （車検証の名義が申請者ではない場合、申請者が車両を使用する権原を有することを証する書類を添付） ○ 車両のカラー写真（様式7）（デジタル写真でも可） ア 車両の斜め前、斜め後ろ又は正面・真横から撮影し、かつナンバープレートの文字が判読できること イ 一般廃棄物の収集運搬車に係る表示が確認できること ○ 運搬容器がある場合は、使用車両一覧表（様式6）に記載のこと ○ 運搬容器の写真（様式7）、構造図等	各1
(9) 積替保管施設の概要を示す書類	○ 積替保管施設の概要（様式8-1～2） ○ 敷地内の配置図 ○ 施設の構造を明らかにする各種図面及び写真 ○ 積替保管施設周辺の案内図（住宅地図のコピー可） ○ 不動産登記の登記事項証明書及び公図の写し <sup>※1</sup> （申請者が所有権を有しない場合、賃貸借契約書の写しも添付）	各1
(10) 関係法令に基づく手続きが完了していることを証する書類	○ 農地法、建築基準法、消防法等の手続きが完了していることの証明書	各1
(11) 処分業許可証の写し	○ 廃棄物の搬入先の一般廃棄物処分業の許可証の写し（市又は広域連合の施設へ搬入の場合は不要）	1
(12) その他市長が必要と認める書類	○ 添付書類の省略について（様式15）	1

※1 住民票の写し、及び商業・法人登記の登記事項証明書又は履歴事項全部証明書等、公的機関が交付する証明書等は、申請日前3か月以内に発行されたものを添付してください。なお、住民票の写しは本籍地の記載のあるもの（外国人である場合は国籍等の記載のあるもの）を添付してください。

※2 損益計算書には、一般管理費明細書及び製造原価明細書を添付してください。  
なお、次のいずれかに該当する場合は「長期的財務計画書」（様式16）を添付し、①～③の全てに該当する場合は「長期的財務計画書」に加えて、経理的基礎の有無を客観的に判断する資料として中小企業診断士等による診断書を添付してください。

- ① 債務超過
- ② 直前2年間の平均経常損益が赤字、かつ、直前期の経常損益が赤字
- ③ 次期への繰越損失がある

- ※3 新たに長野市内に事務所を設置する場合は、長野市役所市民税課に法人設置の申告をしたうえ、その控えの写し（受領印のあるもの）を添付してください。
- ※4 設立2年未満の法人の場合は、存在する財務諸表（初年度決算未到来の場合は、申請日直近で貸借対照表を作成してください）、納税証明書及び今後2年間の財務計画を記載した長期的財務計画書（様式16を参考）を提出してください。

#### 4 変更許可申請

一般廃棄物収集運搬業の許可事項のうち次の変更を行う場合は、変更許可申請が必要です。

- ・取り扱う一般廃棄物の品目の追加
- ・積替保管の開始（事業計画協議制度に基づく手続きが必要。事前にご相談ください。）

- 申請手数料は5,000円です。
- 提出書類は、「一般廃棄物処理業事業範囲変更許可申請書（様式9）」に表2に掲げる書類を添付し、申請してください。

表2 変更許可申請 添付書類

<ul style="list-style-type: none"> <li>・表1（P2）の(1)～(12)に掲げる書類（表1の下に記載の※1～※3も同様の扱いです。）</li> <li>※(3)の法人の登記事項証明書は、<b>履歴事項全部証明書</b>を添付してください。</li> <li>※ <u>前回の許可申請及びその後に提出された変更届のうち、直近の内容と変更がない場合は、(6)～(10)の書類は省略できます。(8)の「使用車両一覧表」(様式6)は省略不可。</u>この場合、「添付書類の省略について」(様式15)を添付してください。</li> <li>※ 更新許可申請と併せて変更許可申請を行う場合、(1)を除き、添付書類はコピーで結構です。</li> </ul>
--

#### 5 変更届

一般廃棄物収集運搬業の許可事項のうち以下の変更を行う場合は、「一般廃棄物処理業変更届出書」（様式10）に表3に掲げる書類等を変更する事項に応じ添付し、変更日から10日以内に届出をしてください。

なお、10日を越えた場合は、遅延理由書（様式任意）を添付してください（法人で廃掃法規則第2条の6の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあっては2週間以内）。

表3 変更届 添付書類

変更する事項	添付書類	部数
<ul style="list-style-type: none"> <li>○法人の住所</li> <li>○個人の住所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人の場合、<b>履歴事項全部証明書</b>※<sup>1</sup></li> <li>・個人の場合、住民票の写し※<sup>1</sup></li> <li>・変更後の住所の付近見取図</li> <li>※ 事業用施設を兼ねる場合は、事務所・事業場（駐車場）の土地及び建物の登記事項証明書及び公図の写し※<sup>1</sup> (申請者が所有権を有しない場合、賃貸借契約書の写しも添付。事務所に ついては、所有権を有しない場合、賃貸借契約書の写しのみ添付。)</li> </ul>	各1
<ul style="list-style-type: none"> <li>○法人の名称、組織</li> <li>○個人の氏名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人の場合、定款又は寄付行為（原本証明したもの）及び<b>履歴事項全部証明書</b>※<sup>1</sup></li> <li>・個人の場合、住民票の写し※<sup>1</sup></li> </ul>	各1

変更する事項	添付書類	部数
○法人の役員等 (取締役、監査役、使用人等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「役員変更に係る新旧対照表（様式14）」</li> <li>・商業・法人登記の<b>履歴事項全部証明書</b>※<sup>1</sup></li> <li>・「誓約書（様式5）」</li> <li>・住民票の写し※<sup>1</sup>（新規就任者のもの）</li> </ul>	各1
○収集運搬車両	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「使用車両一覧表（様式6）」</li> <li>・車両を追加する場合は、以下の書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>* 車両の車検証の写し（<b>車検証の使用者欄が申請者以外の場合は車両の借用契約書等の写しを添付</b>）</li> <li>* 電子車検証が発行されている場合は、車検の有効期間が記載されている「自動車検査証記録事項」を添付</li> <li>* 「車両のカラー写真（様式7）」（<b>8の(4)のウに定める車両表示済みの状態で、車両の斜め前、斜め後ろ又は正面・真横から撮影し、かつナンバープレートの文字が判読できること</b>）</li> </ul> </li> </ul>	各1
○事務所 ○事業場（駐車場）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更後の事務所、事業場（駐車場）の付近見取図</li> <li>・変更後の事務所、事業場（駐車場）の土地及び建物の登記事項証明書及び公図の写し※<sup>1</sup> (申請者が所有権を有しない場合、賃貸借契約書の写しも添付。事務所については、所有権を有しない場合、賃貸借契約書の写しのみ添付。)</li> </ul>	各1
○積替保管施設の変更 (所在地、面積、積替え又は保管を行う一般廃棄物の種類、積替えのための保管上限、廃棄物処理法施行規則第1条の6の規定による高さのうち最高のもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・積替保管施設の概要（様式8-1～2）</li> <li>・敷地内の位置図</li> <li>・施設の構造を明らかにする各種図面及び写真</li> <li>・積替保管施設周辺の案内図（住宅地図のコピー可）</li> <li>・不動産登記の登記事項証明書及び公図の写し※<sup>1</sup> (申請者が所有権を有しない場合、賃貸借契約書の写しも添付)</li> </ul>	各1

※1については、3ページを参照してください。

## 6 廃止届

一般廃棄物収集運搬業の全部又は許可品目の一部を廃止したときは、「一般廃棄物処理業廃止届出書（様式11）」に許可証を添え、廃止をした日から10日以内に届出をしてください。

## 7 積替保管の許可

平成23年6月1日に施行された長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例により積替保管施設を設置する場合、又は既に設置した積替保管施設の内容を変更する場合は、「事業計画協議制度」に基づく手続きが必要になりました。詳しくは「積替保管の手引」（収集運搬業・再生輸送業 編）を参照してください。

積替保管を認められた品目（「2 許可品目等」の表参照）について積替保管施設の設置を希望する場合は、事前にご相談ください。

## 8 業務を行うに当たっての遵守事項

一般廃棄物の収集運搬を行うに当たっては、以下の事項を遵守してください。

なお、違反した場合は、許可の取消し、事業の停止又は長野市資源再生センター若しくはながの環境エネルギーセンターへの搬入停止を行うことがありますのでご注意ください。

- (1) 関係法令（廃棄物処理法ほか）及び許可条件を業務従事者に周知徹底すること。
- (2) 長野市資源再生センターの使用について
  - ア 長野市資源再生センターの利用基準を遵守すること。
  - イ 長野市以外の廃棄物は、絶対に搬入しないこと。
  - ウ 係員の指示及び注意事項を遵守すること。
- (3) ながの環境エネルギーセンターの使用について
  - ア 長野広域連合ごみ焼却施設設置及び管理に関する条例、同条例施行規則、**ながの環境エネルギーセンター廃棄物受け入れ基準を遵守すること。**
  - イ 係員の指示及び注意事項を遵守すること。
- (4) 許可車両、収集運搬容器について
  - ア 一般廃棄物が飛散、流失しないようにすること。収集運搬に伴う悪臭、騒音、振動が生じないように必要な措置を講ずること。過積載を行わないこと。
  - イ 許可車両がパッカー車以外の場合は、以下の事項を遵守すること。
    - ・ 無蓋車両の場合はシートを使用し、塵芥等が飛散、脱落しないようにすること。
    - ・ 有蓋車両の場合も、塵芥等は密閉できる容器に入れ、運搬すること。
  - ウ 許可車両には、車両両側面に **表示例)**  
「一般廃棄物収集運搬業」の文字、  
「許可番号」「事業者名」を表示すること。

一般廃棄物収集運搬業 長野市許可第〇〇〇〇〇〇号 株式会社 ながの
---
- (5) 収集運搬に関し、帳簿の記載を行うこと。（下記参照）  
 なお、帳簿は毎月月末で閉め、1年ごとに閉鎖したうえ、5年間保存すること。

様式例) 一般廃棄物収集運搬日報 (品目 )

収集運搬 年月日	排出者	運搬先	運搬車両	運搬量	処理料金	備考
/ /				kg	円	
/ /				kg	円	

5

- (6) 下記の報告書を廃棄物対策課に提出すること。（アは、郵送・FAX可）
  - ア 「一般廃棄物処理業務実績報告書（様式12）」を前月分処理実績について翌月15日までに提出する。（処理実績がない場合でもその旨記載し提出する）
  - イ 「事故発生報告書（様式13）」を運搬車両の事故が発生した場合に提出する。

(様式1)【規則様式第9号】

(表)

一般廃棄物収集運搬業許可申請書

年 月 日

(宛先) 長野市長

住 所

氏 名

連絡先 (電話)

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

一般廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、申請します。

事業の範囲 (取り扱う一般廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)	
営 業 区 域	
事 務 所 及 び 事 業 場 の 所 在 地	事務所
	事業場
事 業 の 用 に 供 す る 施 設 の 種 類 及 び 数 量	
積替え又は保管を行う場合は、積替え又は保管を行う全ての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う一般廃棄物の種類及び積み上げることができる高さ	

(裏)

申請者（個人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
申請者（法人である場合）		
(ふりがな) 名称		住所
法定代理人（申請者が法第7条第5項第4号りに規定する未成年者である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
役員（法定代理人が法人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
役員（申請者が法人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所
政令第4条の7に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所

備考

- 「法定代理人」から「政令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

**記 入 例**

(様式1) 【規則様式第9号】

(表)

一般廃棄物収集運搬業許可申請書

令和〇〇年 〇月 〇日

(宛先) 長野市長 〇〇 〇〇

住 所 **長野市大字鶴賀緑町1613**

氏 名 **株式会社 ながの**

**代表取締役 長野 太郎**

連絡先(電話) **224-7320**

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

一般廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、申請します。

事業の範囲(取り扱う一般廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・種類 <b>事業系一般廃棄物</b> 品目 <b>可燃ごみ、資源物(紙類、缶類、びん類、ペットボトル) 木くず(伐採木、剪定木、流木に限る。)・刈草</b></li> <li>・種類 <b>家庭ごみのうち一時多量ごみ</b> 品目 <b>可燃ごみ、不燃ごみ、資源物(紙類、缶類、びん類、ペットボトル、プラスチック製容器包装等)、木くず(伐採木、剪定木に限る。)・刈草</b></li> <li>・種類 <b>特定家庭用機器廃棄物</b> 品目 <b>エアコン、テレビ、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機及び衣類乾燥機</b></li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;">                     P1の「2 許可品目等」の表中から、収集運搬を希望する一般廃棄物の種類及び品目を記入してください。                 </div>
営 業 区 域	<b>長野市内</b>
事務所及び事業場の所在地	事務所 <b>大豆島営業所</b> 事業場 <b>長野市大字川合新田2938</b>
事業の用に供する施設の 種類及び数量	<b>パッカー 4t 2台、ダンプ 4t 1台、 キャブオーバ 2t 3台</b> <div style="float: right; text-align: right;"> <b>合計 6台</b> </div>
積替え又は保管を行う場合は、積替え又は保管を行う全ての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う一般廃棄物の種類及び積み上げる高さ	<b>所在地：長野市大字鶴賀緑町1613</b> <b>面積：30㎡</b> <b>種類：事業系一般廃棄物</b> <b>品目 資源物(紙類、缶類、びん類、ペットボトル)</b> <b>積み上げる高さ：屋内</b>

申請者住所以外の事務所所在地及び事業場(駐車場)の所在地を記入してください

P16「使用車両一覧表」(様式6)の記載内容と一致

この欄は、積替保管を含む場合のみ記入する。



(様式2)

一般廃棄物収集運搬業事業計画書

1 事業概要及び現況

2 事業計画

(1) 一般廃棄物の種類別の収集運搬計画

種 類	収 集 計 画	搬入先
事業系一般廃棄物  取扱予定量 t/年		
家庭ごみのうちの 一時多量ごみ  取扱予定量 t/年		
特定家庭用機器 廃棄物  取扱予定量 t/年		

(2) 環境保全措置の概要

(3) 営業区域

(4) 従業員数

役 員	政令第4条の 7で定める使 用人	事務員	運転手	作業員	その他	合 計
人	人	人	人	人	人	人

(日本産業規格 A列4番)

**記 入 例**

(様式2)

一般廃棄物収集運搬業事業計画書

1 事業概要及び現況

**例) 平成〇〇年に長野市一般廃棄物収集運搬業許可を取得。現在、長野市内の一般廃棄物排出事業者を対象に、年間60tの一般廃棄物の収集運搬を行っている。**

2 事業計画

(1) 一般廃棄物の種類別の収集運搬計画

種 類	収 集 計 画	搬入先
事業系一般廃棄物  取扱予定量 <b>30</b> t / 年	<b>各事業所から、資源物とそれ以外の可燃物に分別した状態で一般廃棄物を収集する。</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ながの環境エネルギーセンター</li> <li>・長野市資源再生センター</li> <li>・一般廃棄物処分業者</li> </ul>
家庭ごみのうちの一時多量ごみ  取扱予定量 <b>20</b> t / 年	<b>各家庭から依頼を受け、一般廃棄物を収集する。</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ながの環境エネルギーセンター</li> <li>・長野市資源再生センター</li> <li>・一般廃棄物処分業者</li> </ul>
特定家庭用機器廃棄物  取扱予定量 <b>10</b> t / 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各家庭から依頼を受け、特定家庭用機器廃棄物の収集を行う。</li> <li>・〇〇電機から依頼を受け、各家庭から特定家庭用機器廃棄物の収集を行う。</li> </ul>	<b>長野市内の特定家庭用機器廃棄物指定引取場所</b>

(2) 環境保全措置の概要

収集運搬を行うにあたり、留意する事項を記入してください

- ・収集運搬車両の美化や整備に心がける。
- ・平ボディ車で運搬を行う際には、シート掛けし、一般廃棄物が飛散流失しない措置をとる。

(3) 営業区域

**長野市内**

(4) 従業員数

役 員	政令第4条7 で 定める使用人	事務員	運転手	作業員	その他	合 計
<b>3</b> 人	人	<b>2</b> 人	<b>5</b> 人	<b>2</b> 人	人	<b>12</b> 人

(日本産業規格 A列4番)

(様式3)

事業の開始に要する資金の総額及びその調達方法

内 訳		金 額 ( 千 円 )			
事業の開始に要する資金の総額					
	土 地				
	事 務 所				
	収集運搬車両				
	積替保管施設				
調 達 方 法	自 己 資 金				
	借 入 金	借入金額		借入先	
		借入残高		利 率	
		年間返済額		返済期限	
	そ の 他				
	増 資				
備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること					

○ 事業の開始に当たって、新たな資金を必要としない場合は、その理由を記載すること。

(様式4)

資 産 に 関 す る 調 書			年 月 日現在
資産の種別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
現金預金			
有価証券			
未収入金			
売掛金			
受取手形			
土地			
建物			
備品			
車両			
その他			
資 産 計			
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
長期借入金			
短期借入金			
未払金			
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
その他			
負 債 計			

## 廃棄物処理法第7条第5項第4号に規定する欠格事項

- イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの
- ロ 破産手続開始の決定を受けて複権を得ない者
- ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者
- ニ この法律、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの（注1）若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の2第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条（傷害罪）、第206条（現場助勢罪）、第208条（暴行罪）、第208条の2（凶器準備集合及び結集罪）、第222条（脅迫罪）若しくは第247条（背任罪）の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者
- ホ 第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項（これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号（第14条の6において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。）であつた者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
- ヘ 第7条の4若しくは第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消し処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第3項（第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- ト ホに規定する期間内に次条第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ホの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人（注2）であつた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人（注2）であつた者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- リ 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がイからトまでのいずれかに該当するもの
- ヌ 法人でその役員又は政令で定める使用人（注2）のうちイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの
- ル 個人で政令で定める使用人（注2）のうちイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの（注1）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるものとは、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法
- （注2）政令で定める使用人とは、申請者の使用人で次に掲げるものの代表者である者
- (1) 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
  - (2) 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

申請者は、上記イ～ルのいずれにも該当しないことを申し立てます。

年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_  
 名称及び代表者名 \_\_\_\_\_

(日本産業規格 A列4番)



(様式 7)

## 車両及び収集運搬容器写真

(許可番号) 第 \_\_\_\_\_ 号 (許可事業者名) \_\_\_\_\_

### 写 真 添 付 欄

- カラー写真を使用（白黒は不可）。デジタルカメラの写真でも結構です。
- 写真は2枚、斜め前からとその対角の斜め後から、又は正面・真横から  
車両全体を撮影したものです。
- 次のものが確認できる写真とします。
  - 車両ナンバー（ナンバープレート）
  - 一般廃棄物収集運搬車両であることの表示  
(本書P6ページ 8の(4)のウ 参照)

### 写 真 添 付 欄

自動車登録番号

備 考 欄

(日本産業規格 A列4番)

(様式 8 - 1)

### 積替保管施設の概要

積替保管施設	設置場所	保管面積 $m^2$ (積替面積 $m^2$ )
	産業廃棄物の種類別積替保管施設の規模	面積 ( $m^2$ ) 保管量の上限 (t 又は $m^3$ ) 積上げる高さの上限 (m)
	積替又は保管方法	
構造及び設備の概要	囲い及び表示の方法	
	飛散防止設備	
	流出防止設備	
	地下浸透防止設備	
	悪臭の発散防止設備	
	ねずみ害虫防止設備	
	保管日数 (保管を伴う場合)	
	その他防災等の設備	



(様式9)【規則様式第11号】

(表)

一般廃棄物処理業事業範囲変更許可申請書

年 月 日

(宛先) 長野市長

住 所

氏 名

連絡先 (電話)

〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

一般廃棄物処理業の事業範囲の変更の許可を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第1項の規定により、申請します。

許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
収集運搬業・処分業の別	
許可に係る事業の範囲（収集運搬業にあつては取り扱う一般廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうか、処分業にあつては処分の方法ごとに区分して取り扱う一般廃棄物の種類を記載すること。）	
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）	
変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	

(裏)

申請者（個人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
申請者（法人である場合）		
(ふりがな) 名称		住所
法定代理人（申請者が法第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
（法人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
役員（法定代理人が法人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
役員（申請者が法人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所
政令第4条の7に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所

備考

- 1 「法定代理人」から「政令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 2 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

**記入例**

(様式9)【規則様式第11号】

(表)

一般廃棄物処理業事業範囲変更許可申請書

令和〇〇年 〇月 〇日

(宛先) 長野市長 〇 〇 〇 〇

住所 **長野市大字鶴賀1613**  
 氏名 **株式会社 ながの**  
           **代表取締役 長野 太郎**  
 連絡先(電話) **224-7320**  
 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

一般廃棄物処理業の事業範囲の変更の許可を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第1項の規定により、申請します。

許可の年月日及び許可番号	平成〇〇年〇月〇日 第 〇〇〇〇〇 号
収集運搬業・処分業の別	一般廃棄物収集運搬業
許可に係る事業の範囲（収集運搬業にあつては取り扱う一般廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうか、処分業にあつては処分の方法ごとに区分して取り扱う一般廃棄物の種類を記載すること。）	<p>積替保管を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>種類 事業系一般廃棄物</li> <li>品目 可燃ごみ、資源物（紙類、缶類、びん類、ペットボトル）木くず（伐採木、剪定木、流木に限る。）・刈草</li> <li>種類 特定家庭用機器廃棄物</li> <li>品目 エアコン、テレビ、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機及び衣類乾燥機</li> </ul> <p>変更前の産業廃棄物の種類について記載する。</p> <p>積替保管の有無を記載すること</p>
変更の内容	<p>以下の許可品目の追加</p> <p>積替保管を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>種類 家庭ごみのうち一時多量ごみ</li> <li>品目 可燃ごみ、不燃ごみ、資源物（紙類、缶類、びん類、ペットボトル、プラスチック製容器包装等）、木くず（伐採木、剪定木に限る。）・刈草</li> </ul>
変更の理由	事業拡大のため
変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）	P1の「2 許可品目等」の表中から、追加を希望する一般廃棄物の種類及び品目を記入してください
変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	
申請者（個人である場合）	

(裏)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
		住所
申請者(法人である場合)		
(ふりがな) 名称		住所
かぶしがいしゃ ながの 株式会社 ながの		長野市大字鶴賀緑町1613
法定代理人(申請者が法第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
		住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
		住所
役員(法定代理人が法人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
		住所
役員(申請者が法人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所
ながの たろう 長野 太郎	S22. 2. 22 代表取締役	長野県長野市**一丁目2番3号 同上
まつもと けんじ 松本 健二	S54. 12. 23 取締役	長野県松本市**町9番地8 長野県長野市**三丁目4番5号
うえだ はなこ 上田 花子	S30. 3. 21 監査役	長野県長野市大字**55番地 長野県上田市**五丁目6番7号
政令第4条の7に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所

備考

- 1 「法定代理人」から「政令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 2 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

(様式 10) 【規則様式第 13 号】

一般廃棄物処理業変更届出書

年 月 日

(宛先) 長野市長

住 所  
氏 名  
連絡先 (電話)

〔 法人にあつては、主たる事務所  
の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

一般廃棄物処理業に係る次の事項について変更したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条の 2 第 3 項の規定により、届け出ます。

許 可 年 月 日		
許 可 番 号		
変 更 事 項		
変更内容	変更前	
	変更後	
変 更 理 由		
変 更 年 月 日		

(日本産業規格 A列 4 番)

一般廃棄物処理業廃止届出書

年 月 日

(宛先) 長野市長

住 所

氏 名

連絡先 (電話)

〔法人にあつては、主たる事務所  
の所在地、名称及び代表者の氏名〕

一般廃棄物処理業に係る次の事項について廃止したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条の 2 第 3 項の規定により、届け出ます。

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 第 号
廃 止 し た 業 務 の 内 容	
廃 止 の 理 由	
廃 止 の 年 月 日	

(日本産業規格 A列 4番)

(様式12)【規則様式第23号】

一般廃棄物処理業務実績報告書（収集運搬業用）

年 月 日

(宛先) 長野市長

許可番号 長野市許可第 \_\_\_\_\_ 号

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

年 月分の業務実績を、長野市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第23条の規定により、次のとおり報告します。

取扱事業所数 件		稼働延車両数 台	
廃棄物の種類	排出元市町村名	搬入先	運搬量
			kg

(日本産業規格 A列4番)

(様式 13)

# 事 故 発 生 報 告 書

年 月 日

(宛先) 長野市長

報告者 \_\_\_\_\_

下記事件事実に相違ありません

事故日時	令和 年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分 天候				
事故場所					
報告者方 運転者	住所	☎			
	氏名	男・女	生年月日	年 月 日生	
	免許取得日	年 月 日	[普通・大型 ( ) ]		
	免許証番号	第	号		
同乗者	氏名				
事故車両	車名・年式	( 年式)			
	登録番号				
	車両所有者(保険加入者)との関係				
	[本人・同居の親族・使用人・その他 ( ) ]				
相手側	住所	☎			
	氏名				
その他 第三者	住所	☎			
	氏名				
事故発生状況略図					記 号
					報告者方 ▲
					相手方 △
					進行方向 ↑
					信号 □
					一時停止 ㄚ
					人間 人
					自転車 自
					オートバイ オ
警察署への届出 所	警察	派出所	担当官		扱い 物損・人身
事故状況説明及び対応内容					
-----					
-----					
-----					
-----					

(日本産業規格 A列4番)

(様式14)

### 役員変更に係る新旧対照表

(許可番号) 第 \_\_\_\_\_ 号 (許可事業者名)

新役員（代表取締役、取締役、監査役等） 及び政令で定める使用人 《変更後》		旧役員（代表取締役、取締役、監査役等） 及び政令で定める使用人 《変更前》	
役職名	氏名	役職名	氏名
新任 継続		退任 継続	

【注意】・新旧（変更前、変更後）の役員（取締役、監査役等）及び政令で定める使用人の全員について、役職名（代表取締役、取締役、監査役、使用人等）と氏名を記入してください。  
・「退任」「新任」「継続」は、該当に○印をつけてください。

例)

新任 ○継続	代表取締役	長野 太郎	退任 ○継続	代表取締役	長野 太郎
○新任 継続	取締役	信州 山子	○退任 継続	取締役	信濃 川子

(日本産業規格 A列4番)

(様式 15)

添付書類の省略について

住 所

氏 名

連絡先 (電話)

〔法人にあつては、主たる事務所  
の所在地、名称及び代表者の氏名〕

一般廃棄物収集運搬業 (更新・変更) 許可申請にあたり、下記の○を付した書類については、  
年 月 日付けで提出した一般廃棄物収集運搬業 (新規許可・更新許可・変更許可) 申請書 (年 月 日付けで提出した一般廃棄物処理業変更届出書) の内容と変更がありませんので添付しません。

記

1. 収集運搬車両の車検証の写し及び写真、運搬容器の写真
2. 事業用施設 (事務所、事業場及び積替保管施設) の付近見取り図
3. 申請者が 2 に掲げる事業用施設の所有権あるいは使用权を有することを証する書類  
(土地及び建物の登記事項証明書並びに賃貸借契約書等の写し等)
4. 積替え保管施設を有する場合は、以下の書類
  - (1) 積替え保管施設の構造を明らかにする平面図、立面図及び構造図  
(容器を使用する場合は、容器の写真)
  - (2) 関係法令に基づく手続きが完了していることを証する書類
  - (3) 地元の住民等の同意書及びその経過書

(日本産業規格 A列 4番)

(様式 16)

## 長 期 的 財 務 計 画 書

年 月 日

申請者  
住 所  
氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

- 1 ・繰越損失金額 \_\_\_\_\_ 円 ( \_\_\_\_\_ 年 月 日現在)  
(次期への繰越損失がある場合又は債務超過の場合)  
・経常損失金額 \_\_\_\_\_ 円 ( \_\_\_\_\_ 年 月 日現在)  
(2年間の平均経常損益が赤字、かつ直前の経常損益が赤字の場合)

- 2 ・繰越損失金 \_\_\_\_\_ が発生した理由  
・経常損失金 \_\_\_\_\_

- 3 今後の事業改善計画

- 4 今後の収支計画 (単位: \_\_\_\_\_)

	第 期 ( ~ )	第 期 ( ~ )	第 期 ( ~ )
売 上 高			
売 上 原 価			
売上総利益			
販売費及び一般管理費			
営 業 利 益			
営業外利益			
営業外費用			
経 常 利 益			
特 別 利 益			
特 別 損 失			
税引前当期利益			
繰越損失金額			

※ 繰越損失又は経常損失が解消する時期まで記載すること。